

## 別紙52 行政財産使用料の算定について

### (1) 提案時に用いる使用料

食堂及び売店の提案にあたっての使用料は、次の算式に基づいて設定すること。

$$\text{使用料 E} = \text{建物価格 A} / \text{建物面積 B} \times 5.6 / 1000 \times \text{食堂及び売店面積 D} \\ + \text{土地評価額 (m}^2\text{単価) C} \times 2.5 / 1000 \times \text{食堂及び売店面積 D}$$

建物価格 A : 工事費(什器備品整備除く)

建物面積 B : 建築面積(m<sup>2</sup>)

※建物は、区役所、公会堂、消防署及び供用部を含む(地下駐車場は除く)。

土地評価額(m<sup>2</sup>単価)C : 土地評価額(173,500 円/m<sup>2</sup> 平成 19 年 2 月 1 日時点)

食堂及び売店面積 D : 食堂及び売店にかかる事業者提案面積

使用料 E : (円/m<sup>2</sup>・月)

年間は 12 ヶ月分として計算すること。

### (2) 事業期間中の使用料の考え方

「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和 39 年 3 月 横浜市条例第 7 号)」及び「横浜市公有財産規則(昭和 39 年 3 月 横浜市規則第 60 号)」に基づき支払うこととなる予定である。

対象 横浜市公有財産規則第 27 条(使用料の額)

土地

土地(従物を含む。以下、同じ。)については、評価審議会が評定して土地価格に 1,000 分の 5 を乗じて得た額の範囲内で、当該土地価格に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額を基準として、市長が近隣地域又は類似地域の貸付料水準その他の事情を考慮して定める額

建物

建物(従物を含む。以下、同じ。)については、評価審議会が評定して建物価格に 1,000 分の 9 を乗じて得た額の範囲内で、当該建物価格に 1,000 分の 5.6 を乗じて得た額を基準として、市長が近隣地域又は類似地域の貸付料水準その他の事情を考慮して定める額に、当該建物の敷地について前号の規定により算出した土地の使用料に相当する額を加えた額

### (3) 使用料の調整

市は提案時使用料と実際の支払い時の使用料を毎年確認し、次のとおり調整を行う。

#### ① 提案時の使用料よりも実際の使用料支払額が上回る場合

市は提案時の使用料からの差額分を選定事業者支払い、選定事業者は当該年度の使用料を市へ支払う。

#### ② 提案時の使用料よりも実際の使用料支払額が下回る場合

選定事業者は、当該年度の使用料を市へ支払う。